

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社貴津
東京都豊島区西巣鴨1-2-5

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年10月9日～令和6年11月8日（1ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

株式会社貴津は、東京都内の公共工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項の施工体制台帳及び施工体系図の作成において、虚偽の記載があったことから、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年7月31日、東京都知事から監督処分(指示)を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内